

調査結果に照らして、自営小売業者に対する公的社会保険は必要がないという結論に達する。これに関連して、現実的な事実に対する参考なしに、数年間討議を継続することができるということも、興味のあることである。

Problems Involved in Statutory Provision for Old Age in Retail Trading,
"Zur Problematik einer Gesetzlichen Altersversorgung fur den Einzelhandel",
Deutsche Versicherungszeitschrift No. 12. 1968, pp. 313-317, No. 57, '69.

(平石長久 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

エル・サルヴァドルの社会保険制度

中米の一隅、つまりメキシコの南に、エル・サルヴァドルという国がある。この国に社会保険制度が初めて設けられたのは、第2次世界大戦直後の1949年であった（労働災害補償の制度は、1911年にすでに実施されていた）。1949年法による制度は、その後に制定された1953年の法律による制度で改正され、現在、後者の制度が実施されている。

制度は、商工業の被用者に適用されることになっているが、現在では、従業員5人未満の事業所や月収500コロン以上の者は、適用を除外されている。この制度でカバーされるのは、原則として、(1) 疾病と業務外の傷害 (2) 業務上の産業災害と職業病 (3) 出産、(4) 老齢、(5) 死亡、および (6) 自発的失業の事故とされている。しかし、制度の経験も浅いし、不安定な財政から、当初では、(1), (2), (3)の事故だ

けが取上げられることになり、現在これらの部門の給付活動が行なわれている。いずれ、各種の条件が整備されると、適用や事故の対象を次第に拡大したり、給付水準を引上げることが計画されている。

この社会保険制度は、サルヴァドル社会保険公社と呼ばれる自治的な管理機関により、自主的に運営されている。制度の主要な財源は、労使双方と政府の拠出で調達されることになっており、それぞれの負担割合は、労働者が25%使用者が50%，政府が25%となっているが、拠出率はそれぞれ2.5%, 5%, 2.5%である。財政について付言すれば、給付活動に充当される資金以外に、緊急の準備金が中央準備銀行(Banco Central de Reserva)に保管されており、その他は投資活動に当たられる。なお、年度末の剩余金は、活動の拡張や改善に充当される仕組みとなっている。

(平石長久 社会保障研究所)